

●減免対象となる障がいの範囲

障がい区分		身体等に障がいのある方 本人が運転する場合	生計同一者または常時 介護者が運転する場合	
身 体 障 害 者 手 帳	視覚障害	1 級～4 級の 1		
	聴覚障害	2 級・3 級		
	平衡機能障害	3 級		
	音声機能障害	3 級（喉頭摘出に限る）	×	
	上肢機能障害	1 級～2 級		
	下肢機能障害	1 級～6 級	1 級～3 級	
	体幹機能障害	1 級～3 級・5 級	1 級～3 級	
	乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障害	上肢機能	1 級～2 級（上肢を含む）	
		移動機能	1 級～6 級	1 級～3 級 （一下肢を含む）
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ ぼうこう又は直腸機能障害	1 級・3 級		
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1 級～3 級		
	肝臓機能障害	1 級～3 級		
	療育手帳	障害程度が「重度（A）」		
精神障害者保健福祉手帳	1 級（通院医療費受給者番号が記載されている場合 に限る）			
戦傷病者手帳	身体障害者手帳の交付を受けている方に準じて、減 免の対象となる範囲が定められています。			